鳥取県トライアル発注推進事業の概要

１　制度概要

県内で開発・製造された製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作るとともに、当該製品等を評価し、その結果を県内事業者等へフィードバックすることで、製品の改良や販路開拓を支援します。

２　事業の流れ

事業の行程（申請事業者名、製品名、選定会議、選定結果、購入状況等）を公開します。
申請いただく場合は、ご了解いただいた上でお願いします。

【県】トライアル発注製品等の募集

■応募対象者：
- 県内に事業所を設置している者
- 県内に事業所を設置することを前提に県又は県内自治体との間において進出協定等を締結した者

■対象製品等：以下の①、②を満たすもの。

①物品、ソフトウェア、システム、技術のいずれか

※個人によって効果･嗜好の違いが大きく組織による評価に馴染まないもの、過去採用した製品の類似品、公共事業での使用を想定するものは対象外。

※発注額は 100 万円以内（消費税、設置費等含む。）とする。

②事業者が県内で製造または開発するもの

【申請者】「トライアル発注製品等選定申請書」の提出

選定基準から明らかに外れているもの、県の発注が見込めない製品等はここで不採用が決まります。

【県】申請受付・形式審査

申請者の方には、新製品等について公開の場でプレゼンテーションをしていただきます。

【県】トライアル発注製品等選定会議

トライアル発注製品等の選定基準

（1）新規性や独創性があること。
（2）市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。
（3）技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること。
（4）製品等に適用される法令等を遵守していること。
（5）県が組織として使用することが見込まれるもの。

【県】発注対象製品等登録簿に 24 ヶ月間掲載、製品等の購入、使用、評価

■県の機関が製品等を、必要に応じて発注します。
■製品等を評価し、申請者にフィードバックします。
■選定製品等をホームページ掲載など様々な手法により、県外にも広くＰＲいたします。